

## 茨木市就学援助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。第2第2号及び第3号において「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 茨木市立学校条例（昭和39年茨木市条例第24号）第2条に規定する小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）をいう。
- (2) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち小中学校に在学する者又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する小学校就学予定者（第6第4項及び別表第2において「小学校就学予定者」という。）をいう。
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者又は現に監護する者をいう。

### (対象者)

第3 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
  - (2) その者及びその者と生計を一にする者の前年の所得（1月から3月までの期間に係る就学援助については、前々年の所得とする。）の合計が、別表第1の基準額を超えない者（第10第1項第2号において「準要保護者」という。）
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者
- 2 前項第2号に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- 3 第1項第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の適用がある場

合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

第4 第3の規定にかかわらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁を受けている保護者は、対象者としな

（就学援助の方法）

第5 就学援助は、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより行うものとする。

（援助費の対象及び支給額）

第6 援助費の対象となる費用は、次のとおりとする。

- (1) 小学校入学準備金
- (2) 中学校入学準備金
- (3) 学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）
- (4) 学校給食費
- (5) 宿泊を伴う校外活動費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 日本スポーツ振興センター掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定により保護者から徴収する共済掛金をいう。）
- (8) 卒業アルバム代
- (9) 修学旅行費
- (10) 医療費

- 2 援助費の支給時期及び支給額は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、支給時期を変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者に対しては、同項第1号から第8号までに掲げる費用に対する援助費は支給しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、小学校就学予定者の保護者に対しては、当該小学校就学予定者に係る同項第2号から第10号までに掲げる費用に対する援助費は支給しない。

(援助費の受給申請)

第7 援助費(第6第1項第1号に掲げる費用に対する援助費を除く。次項において同じ。)の支給を受けようとする者は、就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、児童生徒が在学する学校の学校長(第9第3項において「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 当該児童生徒の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 当該申請を行う者及びその者と生計を一にする者の当該年度の市町村民税の課税状況についての市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、援助費の支給を受けようとする年度の5月10日(その日が日曜日に当たるときはその前々日、その日が土曜日に当たるときはその前日)までに行わなければならない。ただし、第10第2項第2号に掲げる者にあつては、この限りでない。
- 3 第6第1項第1号に掲げる費用に対する援助費を受けようとする者は、当該児童生徒が小学校に就学する年度の前年度の2月末日(その日が日曜日に当たるときはその前々日、その日が土曜日に当たるときはその前日)までに、就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書(世帯票)兼変更届(様式第2号)に第1項各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第3項の規定により申請書に添えて提出する書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(申請の取下げ)

第8 第7第1項又は第3項の規定による申請を行った者(以下「申請者」という。)は、第9第1項に規定による通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、就学援助費受給申請取下書(様式第3号)を教育委員会に提出するものとする。

(支給決定)

- 第9 市長は、第7第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、援助費の支給を決定したときは就学援助費支給決定通知書(様式第4号)、援助費の不支給を決定したときは就学援助費不支給決定通知書(様式第5号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、第7第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、援助費の支給を決定したときは就学援助費(小学校入学準備金)支給決定通知書(様式第6号)、援助費の不支給を決定したときは就学援助費(小学校入学準備金)不支給決定通知書(様式第7号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による審査の結果を教育委員会及び学校長に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による決定を行うために特に必要があるときは、福祉事務所長又は民生委員に対して助言を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

- 第10 援助費(第6第1項第1号に掲げる費用に対する援助費を除く。第10において同じ。)の支給は、当該年度の初日から開始し、当該年度の末日をもって終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対する援助費の支給は、教育委員会が別に定める日から開始する。
- (1) 第7第2項で定める期日までに第7第1項の規定による申請を行わなかった者
- (2) 世帯状況の異動、転入等により、当該年度の途中において第3に規定する要件に該当することとなった者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対する援助費の支給は、教育委員会が別に定める日をもって終了する。
- (1) 第14の規定により当該年度の途中において援助費の支給が終了する者
- (2) 第15の規定により当該年度の途中において援助費の支給の決定が取り消された者
- 4 前3項の規定にかかわらず、要保護者に係る援助費の支給の始期及び終期は、教育委員会が別に定める。

(支給方法)

- 第11 市長は、援助費の支給を受ける者(以下「受給者」という。)の名義の預金口座に振り込む方法により、援助費を支給する。ただし、第6第1項第10号に掲げる医療費については、原則として、直接医療機関へ振り込む方法により支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6第1項各号に掲げる費用に関し、納入すべき納入金に未納のある場合は、当該費用に係る援助費の支給額を当該未納額に充当するも

のとする。

3 第9の規定により支給を決定した額が支給後に変更となった場合は、同じ年度における次回の支給時の支給額について、当該変更による差額分を増額又は減額することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、支給方法を変更することができる。

(変更の届出)

第12 受給者は、第7第1項又は第3項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届又は就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書(世帯票)兼変更届を教育委員会に提出し、その旨を届け出なければならない。

(辞退の届出)

第13 受給者は、就学援助を必要としなくなり、援助費の受給を辞退しようとするときは、就学援助費受給辞退届(様式第8号)を教育委員会に提出するものとする。

(支給の終了)

第14 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当ときは、援助費の支給を終了するものとする。

(1) 第13の規定による届出をしたとき。

(2) 第3に規定する要件に該当しなくなったとき。

(支給決定の取消し)

第15 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の支給の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により援助費の支給の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により援助費の支給の決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知書(様式第9号)により当該受給者に通知するものとする。

(返還)

第16 市長は、第14の規定により援助費の支給を終了したとき又は第15の規定により援助費の支給の決定を取り消したときは、支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定より援助費を返還させようとするときは、就学援助費返還通知書(様式第10号)により当該返還させようとする者に通知するものとする。

(市長及び教育委員会の指示)

第17 市長及び教育委員会は、援助費の使用に関し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年6月29日から実施し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 市長は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成29年度に小中学校に入学した児童生徒の保護者で第9の規定による援助費の支給の始期が平成29年4月1日であるものに対し、新入学学用品費に対する援助費として、小学校に入学した児童生徒の保護者にあつては当該小学校に入学した児童生徒1人につき40,600円、中学校に入学した児童生徒の保護者にあつては当該中学校に入学した児童生徒1人につき47,400円をそれぞれ支給する。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者にあつては、この限りでない。

3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市就学援助費支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市就学援助要綱の規定は、平成31年4月分以後の就学援助の支給から適用し、平成31年3月分までの就学援助の支給については、なお従前の例による。ただし、市長は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成30年度に第1及び第2の規定による援助費の支給がされたものに対し、児童生徒1人につき10,000円をそれぞれ支給する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市就学援助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から実施し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から実施する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に発生した中学校給食費に対する援助費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から実施し、令和7年2月1日から適用する。

別表第1 (第3関係)

世帯の人数	基準額 (借家世帯)	基準額 (持家世帯)
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人以上	世帯の人数が1人増すごとに5人世帯の金額に455,400	

	円を加算
--	------

- 備考1 世帯に給与所得控除額の控除又は公的年金等控除額の控除を受けた者がいる場合は、上記の基準額に当該給与所得控除額の控除又は公的年金等控除額の控除を受けた者の数に10万円を乗じて得た額を加えた額を基準額とする。
- 2 児童生徒又はその保護者が居住する住居の賃貸契約者が、申請者又は申請者と生計を一にする者であり、契約者、住所及び賃料負担を証明できる書類の提出があった場合は、原則として「基準額（借家世帯）」の欄に定める額を適用する。

別表第2（第6関係）

費目	対象範囲	支給時期		支給額 (児童生徒1人につき)	備考
		対象日・ 対象月	支給月		
小学校入学準備金	小学校就学予定者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	2月1日	3月	68,690円	小学校就学予定者に限る。
中学校入学準備金	中学校に入学予定の者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	2月1日	3月	85,730円	小学校6年に限る。
学用品、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）	児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費並びに児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため必要な交通費及び見学料で既定の範囲内の額	4月～6月	7月	小学校1年 3,310円(800円) 小学校2年～6年 3,870円 中学校1年 6,260円(1,160円) 中学校2年・3年 6,830円	当該学年に対する入学準備金受給者は()内の支給額とする。
		7月～11月	12月	小学校1年 5,510円(800円) 小学校2年～6年 6,460円 中学校1年	

				10,430円(1,150円) 中学校2年・3年 11,370円	
		12月～3月	3月	小学校1年 4,410円(0円) 小学校2年～6年 5,170円 中学校1年 8,350円(0円) 中学校2年・3年 9,110円	
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費	4月～6月	7月	小学校 実費	
		7月～11月	12月		
		12月～2月	3月		
		3月	4月		
宿泊を伴う校外活動費	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うもの（修学旅行を除く。）に参加するため必要な交通費及び見学料で既定の範囲内の額	4月～6月	7月	小学校 実費 （上限3,690円）	学年を通じて1回に限る。
		7月～11月	12月	中学校 実費 （上限6,210円）	
		12月～3月	3月		
体育実技用具費	中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道着）の購入費で既定の範囲内の額	4月～6月	7月	中学校 実費 （上限7,650円）	中学校在学中に1回に限る。
		7月～11月	12月		
		12月～3月	3月		
日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平	5月1日	7月	460円	

掛金	成15年政令第369号) 第7条第1号に定める額のうち、同令第10条第1号に基づき保護者から徴収する額				
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	4月～6月	7月	実費	小学校又は中学校在学中にそれぞれ1回に限る。
		7月～11月	12月		
		12月～3月	3月		
卒業アルバム代	卒業時に各卒業生に配布されるアルバムの購入費で既定の範囲内の額	4月～6月	7月	小学校 実費 (上限 11,000 円)	小学校又は中学校在学中にそれぞれ1回に限る。
		7月～11月	12月	中学校 実費 (上限8,800円)	
		12月～3月	3月		
医療費	児童生徒が小中学校において治療を指示された学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号) 第8条各号に掲げる疾病の治療に要する費用	—	—	実費	

就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届

世帯整理番号  

--	--	--	--	--

(申請先・届出先) 茨木市長  
 就学援助費の受給について次のとおり申請・届出します。  
 支給の決定がされた場合は、下記の口座への振込を依頼します。

年 月 日

学 校 受 付	
受付番号	

フリガナ	
申請者氏名 (保護者)	(印) 自署の場合は押印不要
住 所	茨木市
電 話 番 号	— — (連絡のつきやすい電話番号を記入してください。)

申請する児童生徒氏名		学校名	学年	組
1	フリガナ			
2	フリガナ			
3	フリガナ			
4	フリガナ			

<申請児童生徒について>  
 提出先の学校に在籍する児童生徒のみ申請できます。  
**小学生と中学生をまとめて申請することはできません。**

**2 生活保護受給状況**

どちらかに○印をつけてください。

0・受給していない  
 1・受給している

**1 世帯の状況** (上記児童生徒は記入不要)

	家 族 氏 名	続柄	年齢	職業、学校名等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

**3 住居の状況**

どちらかに○印を付けてください。

0・持家  
 持家基準で申請する場合を含む。  
 (添付書類は不要)

1・借家等  
 賃貸契約書等の添付書類が必要です。ただし、生活保護を受給中の方は不要です。

※ 学校確認欄  
 添付書類 有

**4 振込口座**

・振込口座は上記の申請者(保護者)名義の口座に限ります。  
 ・ゆうちょ銀行への振込の場合は、(店番)・(店名)を記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
金融機関	銀行・信用金庫・農協
	支店・出張所・支所
	ゆうちょ銀行 (店番) (店名)
預金種目	1 普通 2 当座 9 その他 口座番号

**同 意 書**

・就学援助費の審査のために必要があるときは、私及び私の属する世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給状況について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び保護台帳で確認することに同意します。  
 ・私が支払うべき納入金(学用品費等)が未納の場合は、就学援助費から当該未納分に充当することに同意します。  
 ・子どもの入学に際して、支給の状況の引き継ぎを行うことに同意します。

申請者(保護者) (印) 自署の場合は押印不要

<教育委員会記入欄>

銀行コード	支店コード	認定区分	認 定	非認定	保 留
備 考					

## 就学援助費 (小学校入学準備金) 受給申請書(世帯票)兼変更届

世帯整理番号

年 月 日

(申請先・届出先) 茨木市長

就学援助費 (小学校入学準備金) の受給について次のとおり申請・届出します。  
支給の決定がされた場合は、下記の口座への振込を依頼します。

教育委員会受付

フリガナ	
申請者氏名 (保護者)	<small>印 自署の場合は押印不要</small>
住 所	茨木市
電 話 番 号	— — (連絡のつきやすい電話番号を記入してください。)

申請する次年度入学予定児童氏名	入学予定小学校名	生 年 月 日
1 フリガナ		. . .
2 フリガナ		. . .
3 フリガナ		. . .
4 フリガナ		. . .

**1 世帯の状況** (上記児童は記入不要)

**2 住居の状況**

	家族氏名	続柄	年齢	職業、学校名等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

どちらかに○印を付けてください。

0・持家  
持家基準で申請する場合を含む。  
(添付書類は不要)

1・借家等  
賃貸契約書等の添付書類が必要です。

※ 確認欄

添付書類 有

**3 振込口座**

- ・振込口座は上記の申請者(保護者)名義の口座に限ります。
- ・ゆうちょ銀行への振込の場合は、(店番)・(店名)を記入してください。

フリガナ											
口座名義人											
金融機関	銀行・信用金庫・農協					支店・出張所・支所					
	ゆうちょ銀行	(店番)		(店名)							
預金種目	1 普通	2 当座	9 その他	口座番号							

同意書

- ・就学援助費の審査のために必要があるときは、私及び私の属する世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給状況について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び保護台帳で確認することに同意します。
- ・子どもの入学に際して、支給の状況の引き継ぎを行うことに同意します。

申請者 (保護者)

印

自署の場合は押印不要

<教育委員会記入欄>

銀行コード		支店コード		認定区分	認 定	非認定	保 留
備 考							

就学援助費受給申請取下書

年 月 日

（あて先）茨木市長

申請者氏名

（保護者）



自署の場合は押印不要

住所

電話番号

次の児童生徒に係る就学援助費の受給申請を取り下げます。

児童生徒氏名	学校名	学年	組
フリガナ			
フリガナ			
フリガナ			
フリガナ			

様

就学援助費支給決定通知書

年度就学援助費受給申請について、次のとおり支給決定します。

- 1 学校名・学年・児童生徒氏名
- 2 支給開始年月日
- 3 支払日
- 4 支給額 別表のとおり
- 5 振込先

年 月 日

茨木市長



別表

費目	小学校	中学校	備考
学用品費等	円	円	1年生
学用品費等	円	円	2～6年生
修学旅行費	実費支給	実費支給	
学校給食費	実費支給		
宿泊を伴う校外活動費	実費支給	実費支給	上限額あり
体育実技用品費	—	実費支給	上限額あり
日本スポーツ振興センター掛金	円	円	5月1日認定のみ
中学校入学準備金	円	—	6年生 2月1日認定のみ
卒業アルバム代	実費支給	実費支給	上限額あり

様

就学援助費不支給決定通知書

年度就学援助費受給申請について、次のとおり支給しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 学校名・学年・児童生徒氏名
- 2 支給しない理由

年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

就学援助費（小学校入学準備金）支給決定通知書

就学援助費（小学校入学準備金）受給申請について、次のとおり支給決定します。

1 就学予定小学校名・児童氏名

2 支給開始年月日

3 支払日

4 小学校入学準備金支給額 円

5 振込先

年 月 日

茨木市長



様

就学援助費（小学校入学準備金）不支給決定通知書

就学援助費（小学校入学準備金）受給申請について、次のとおり支給しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 就学予定小学校名・児童氏名
- 2 支給しない理由

年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

就学援助費受給辞退届

年 月 日

（あて先）茨木市長

申請者氏名

（保護者）



自署の場合は押印不要

住所

電話番号

次の児童生徒に係る就学援助費の受給を辞退します。

児童生徒氏名	学校名	学年	組
フリガナ			
フリガナ			
フリガナ			
フリガナ			

様

就学援助費支給決定取消通知書

年度就学援助費について、次のとおり支給決定を取り消しますので、通知します。

- 1 学校名・学年・児童生徒氏名
- 2 支給決定取消年月日
- 3 支給決定取消理由

年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

就学援助費返還通知書

就学援助費の支給決定を行い、 年 月 日に支給したところですが、茨木市就学援助要綱第16の規定により次のとおり返還を求めます。

1 学校名・学年・児童生徒氏名

2 返還理由

3 返還金納付期日

年 月 日までに納入すること。

4 返還請求額

金 円

但し、支給額の（ 全部 ・ 一部 ）

年 月 日

茨木市長

